

令和8年度

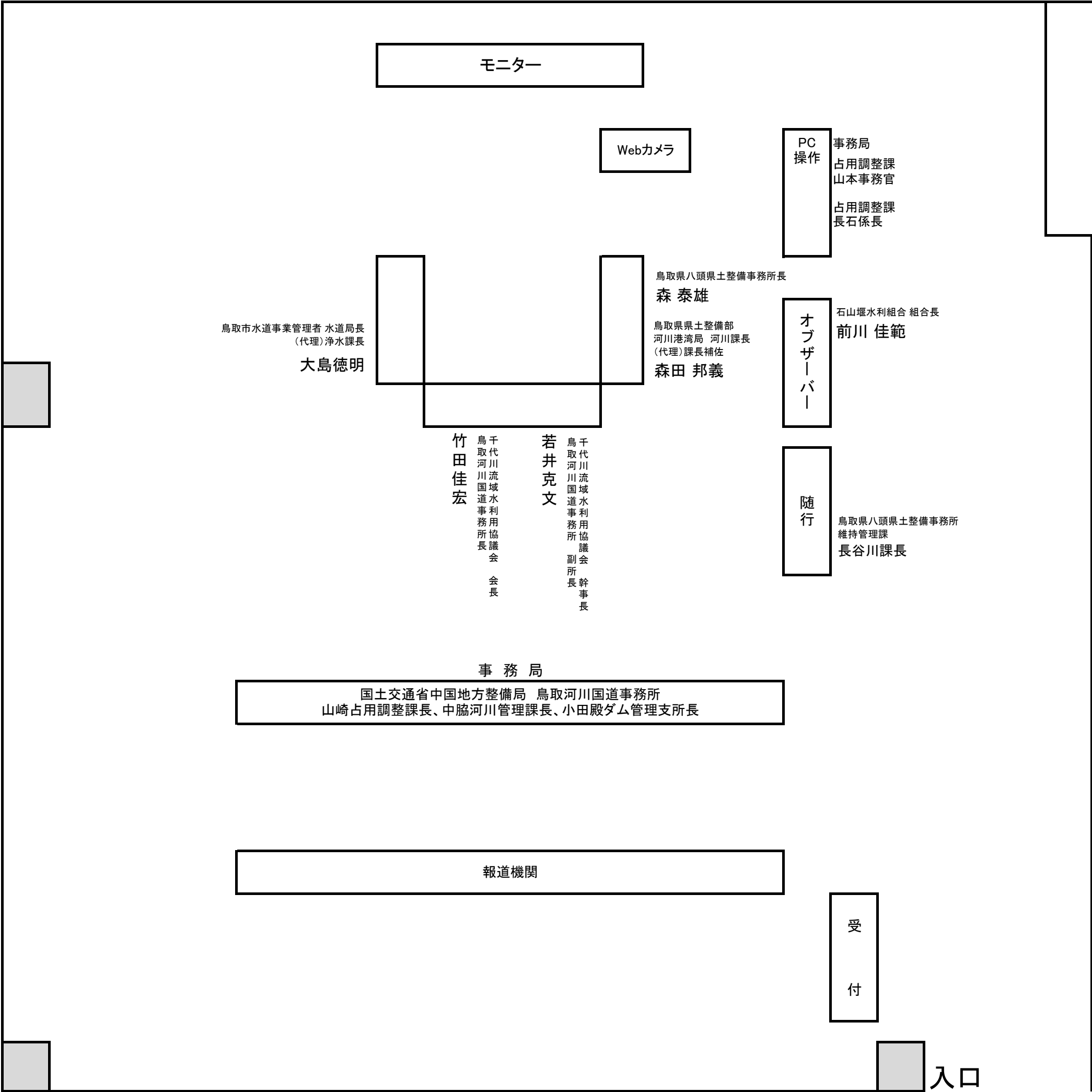
千代川流域水利用協議会

資 料

令和8年8月17日(月)

国土交通省中国地方整備局
鳥取河川国道事務所

配 席 表



千代川流域水利用協議会 出席者名簿

所 属	部 局 名	協議会委員	氏 名	出 欠	参加形式	代理人役職	代理人氏名	備考
国土交通省	鳥取河川国道事務所	事務所長	竹田 佳宏	本 人	対 面			
鳥 取 県	農林水産部 農地・水保全課	農地・水保全課長	西田 幸生	代 理	WEB	参事	木山 淳	
	県土整備部河川港湾局河川課	河川課長	竹宮 俊介	代 理	対 面	課長補佐	森田 邦義	
	東部農林事務所	所 長	丸田 謙一	代 理	WEB	地域整備課長	木下 治	
	鳥取県土整備事務所	所 長	米田 憲司	代 理	WEB	維持管理課長	山本 一志	
	鳥取県土整備事務所	河川砂防課長	木本 晃孝	本 人	WEB			
	八頭県土整備事務所	所 長	森 泰雄	本 人	対 面			(随行)長谷川課長
	企業局	工務課長	重光 卓	本 人	WEB			
	企業局 東部事務所	所 長	西尾 寛	代 理	WEB	次長	小谷 孝志	
鳥 取 市		副 市 長	松本 典久	代 理	WEB	部長	長石 良幸	
	水 道 局	水道事業管理者	山根 陽一	代 理	対 面	浄水課長	大島 徳明	
八 頭 町		町 長	矢部 啓祐	代 理	WEB	課長	高木 実	
若 桜 町		町 長	上川 元張	代 理	WEB	地域整備課長	藤原 祐二	
智 頭 町		町 長	金見 英夫	代 理	WEB	副主幹	白間 昭広	
中国電力(株)		東部水力センター所長	小畑 大作	代 理	WEB	水力総括課長	朝日 宏	
三洋製紙(株)		取締役 工場長	福田 英記	×				

オブザーバー

大井手土地改良区	理事長	山根 一美	×				
大口堰土地改良区	理事長	花山 英夫	×				
谷水越堰管理組合	代表	福田 第士郎	本 人	WEB			
石山堰水利組合	組合長	前川 佳範	本 人	対 面			

事 務 局	鳥取河川国道事務所	(河川) 副所長	若井 克文
		(占用調整課)	山崎 慎太郎
			長石 翔吾
			山本 奈都希
		(河川管理課)	中脇 大
		(河原流域治水出張所)	前田 直樹
			西垣 昌志
		(殿ダム管理支所)	小田 健二

令和8年度 千代川流域水利用協議会

次 第

- | | | |
|----|------------------------|------|
| 1. | 情報共有 | |
| | (1) 観測所毎の月別雨量について | P5～ |
| | (2) 千代川の流況について | P6～ |
| | (3) 殿ダムの状況及び今後の見込みについて | P8～ |
| | (4) 今後の気象について | P10～ |
| | (5) 各関係機関からの情報提供・共有 | P12～ |
| 2. | 議題 | |
| | (1) 渇水調整及び解除（案） | P13～ |
| 3. | 参考資料 | |
| | ・渇水対応タイムライン | P14～ |
| | ・既往の主な渇水（中国地方） | P16～ |
| | ・千代川流域水利用協議会規約 | P17～ |

4観測所平均月別雨量(H28～R7)過去10年平均

観測所	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
佐治	192.2	143.9	159.9	157.9	130.3	186.5	245.2	252.3	295.6	200.6	135.6	187.9	2,287.9
智頭	121.7	97.8	133.0	147.9	121.9	162.4	240.1	194.8	235.6	148.1	95.7	122.7	1,821.7
栃本	185.6	166.5	144.5	139.9	121.8	187.5	251.3	177.4	238.1	210.5	141.5	248.3	2,212.9
若桜	136.7	119.0	123.0	112.9	95.4	152.9	240.3	166.9	216.5	141.3	88.1	160.2	1,753.2
月平均	159.1	131.8	140.1	139.7	117.4	172.3	244.2	197.9	246.5	175.1	115.2	179.8	2,018.9

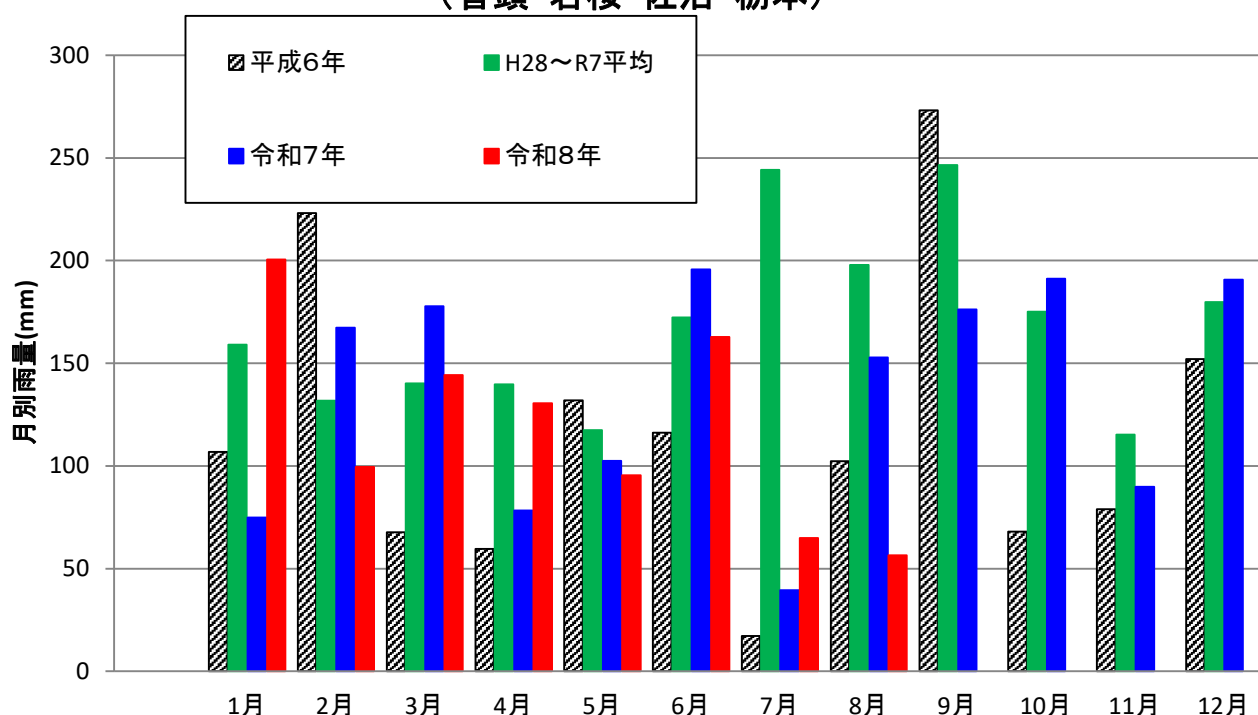
年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
平成6年	106.8	223.3	67.8	59.5	132.0	116.3	17.3	102.3	273.3	68.0	79.0	152.0	1,397.3
H28～R7平均	159.1	131.8	140.1	139.7	117.4	172.3	244.2	197.9	246.5	175.1	115.2	179.8	2,018.9
令和7年	74.8	167.3	177.8	78.3	102.5	195.8	39.5	152.8	176.3	191.3	89.8	190.8	1,636.5
令和8年	200.5	99.5	144.3	130.5	95.5	162.8	65.0	56.5					
対例年比	126%	75%	103%	93%	81%	94%	27%						

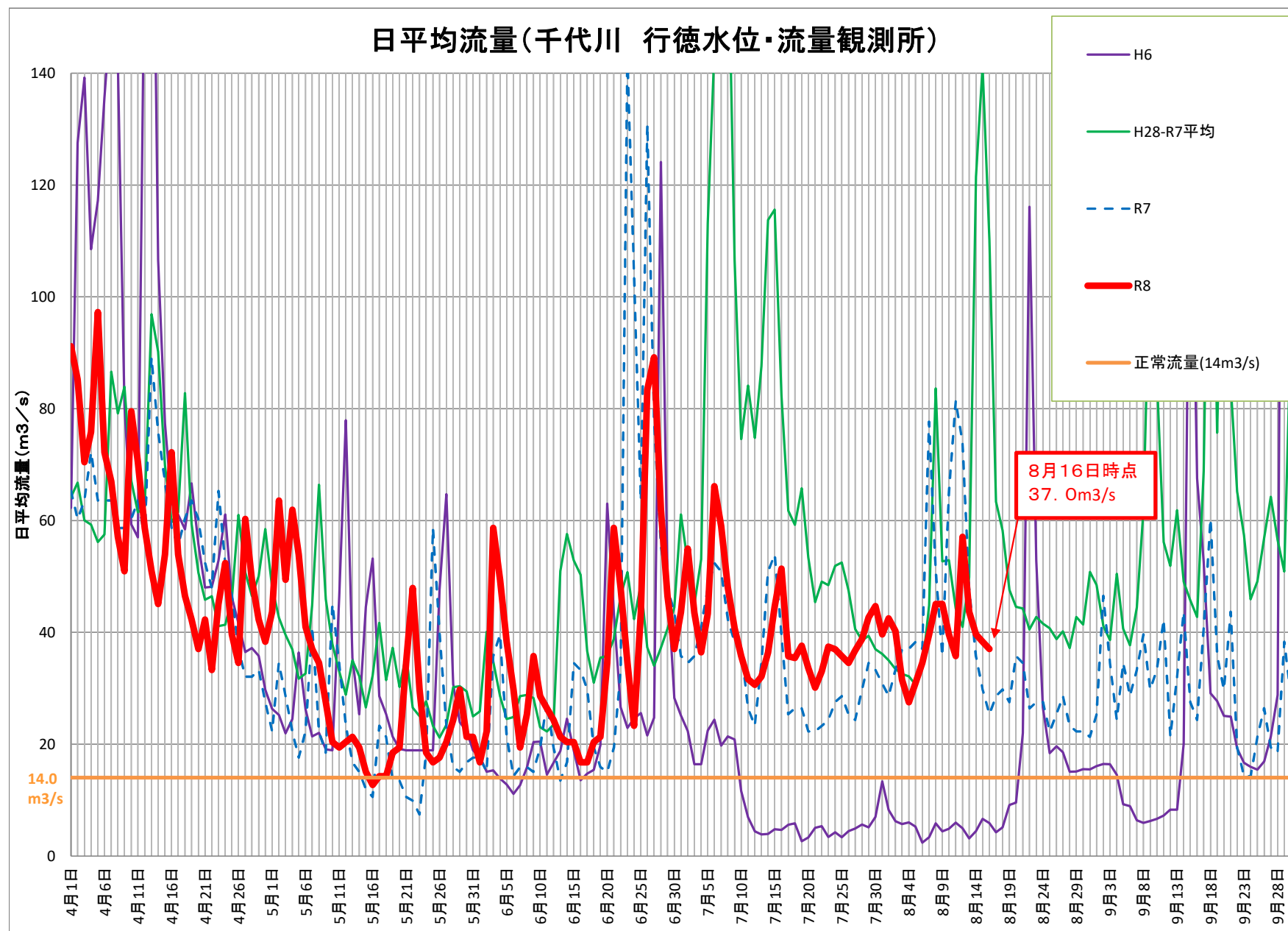
注1) 令和7年及び令和8年は暫定値であり、確定値ではありません。

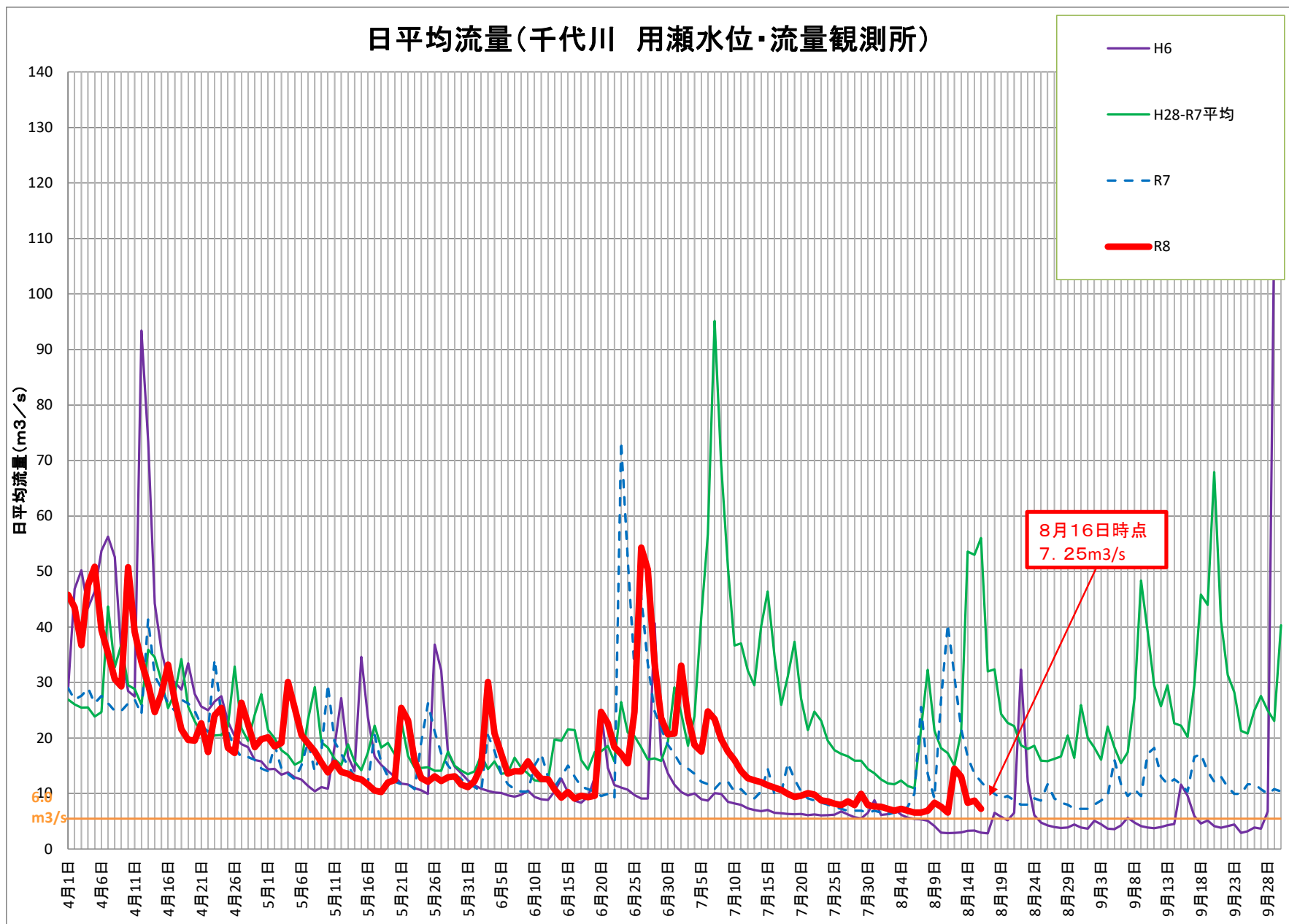
注2) 対例年比は、H28～R7平均雨量に対する令和8年雨量の比率

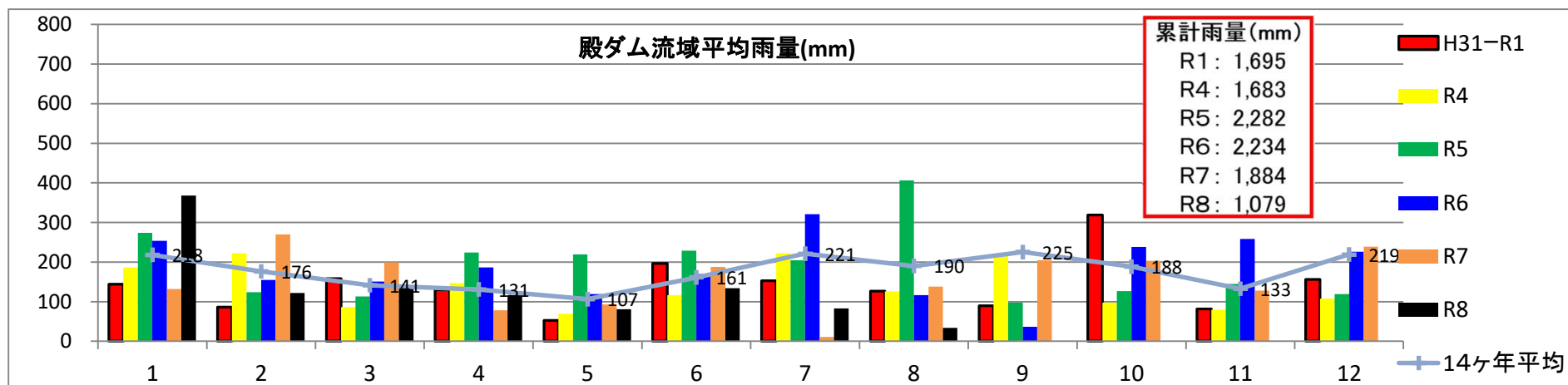
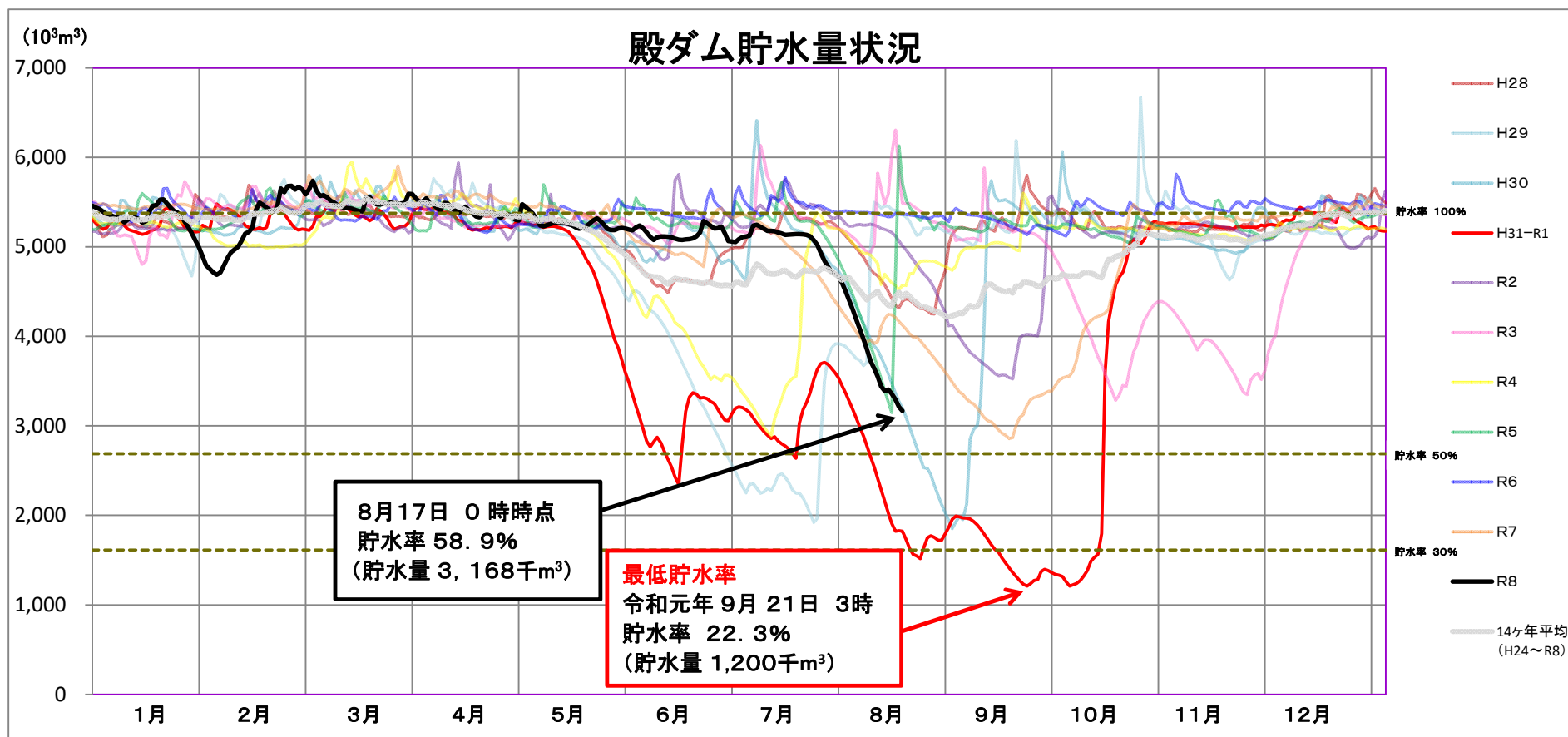
注3) 令和8年の雨量は、8月16日までの暫定値

4観測所月別雨量図
(智頭・若桜・佐治・栃本)

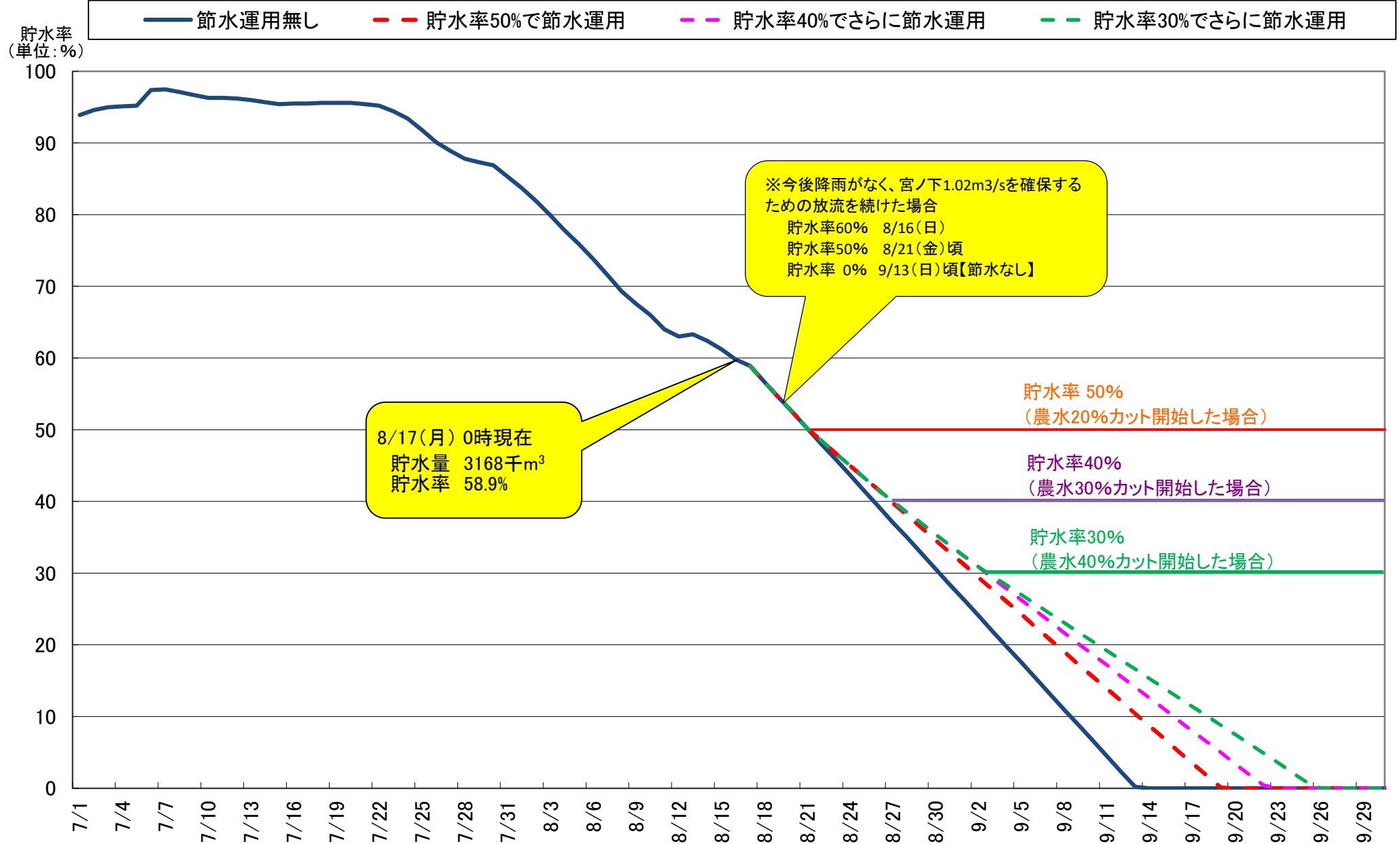








殿ダムの貯水率(利水容量)の予測



気象庁 週間天気及び向こう1か月の天候の見通し

週間天気

2026/08/16 17:00 発表

日付		17日 (月)	18日 (火)	19日 (水)	20日 (木)	21日 (金)	22日 (土)	23日 (日)
天気		 くもり	 くもり時々 晴れ	 くもり時々 晴れ	 くもり	 くもり一時 雨	 くもり	 くもり時々 晴れ
降水確率		--%	20%	30%	40%	50%	40%	30%
鳥取	最高(°C)	-	35	35	35	32	31	32
	最低(°C)	-	26	25	25	24	24	23
鳥取	平年値 降水量の合計				平年並 10 - 40mm			
	平年値 最高気温				32.4°C			
	平年値 最低気温				23.1°C			

1か月予報（2026年8月13日発表）の解説 広島地方気象台

向こう1か月の天候の見通し
中国地方（8/15～9/14）

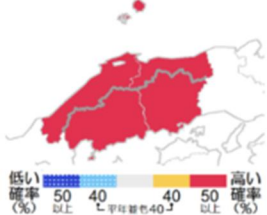
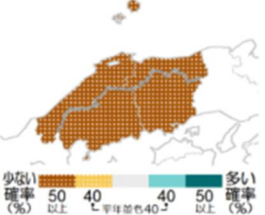
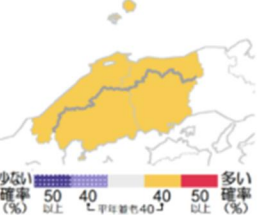
予報のポイント

- 7月から暖かい空気に覆われ、気温の高い状態が続いています。今後1か月程度も、暖かい空気に覆われやすいため気温の高い状態が続く見込みで、向こう1か月の気温は高いでしょう。
- 7月から高気圧に覆われやすく、降水量の少ない状態が続いています。今後2週間程度も、湿った空気の影響を受けにくい状態が続く見込みで、向こう1か月の降水量は少なく、日照時間は平年並か多いでしょう。

向こう1か月の天候

- 平年に比べ晴れの日が多いでしょう。

向こう1か月の平均気温・降水量・日照時間

		平均気温（向こう1か月）	降水量（向こう1か月）	日照時間（向こう1か月）
中国地方	山陰	低10 並30 高60% 高い見込み	少50 並30 多20% 少ない見込み	少20 並40 多40% 平年並か多い見込み
	山陽		少50 並30 多20% 少ない見込み	少20 並40 多40% 平年並か多い見込み
数値は予想される出現確率（％）です				

2 週間天気予報

Tenki.jp (<https://tenki.jp/week/7/34/>)

日付	17日 (月)	18日 (火)	19日 (水)	20日 (木)	21日 (金)	22日 (土)	23日 (日)
鳥取市	 曇時々晴 34 / 24 20%	 曇のち晴 35 / 25 20%	 晴 35 / 25 40%	 晴のち雨 34 / 25 60%	 曇一時雨 33 / 25 50%	 曇のち雨 33 / 24 50%	 雨時々曇 31 / 24 90%
24日 (月)	25日 (火)	26日 (水)	27日 (木)	28日 (金)	29日 (土)	30日 (日)	
 晴時々曇 34 / 24 40%	 晴時々曇 33 / 23 40%	 晴 34 / 24 40%	 晴 35 / 24 20%	 曇のち雨 33 / 23 80% C	 雨のち晴 32 / 24 60% E	 晴一時雨 32 / 23 60% E	

ウェザーニュース (<https://weathernews.jp/onebox/tenki/tottori/31201/week.html>)

鳥取県鳥取市の2週間天気予報

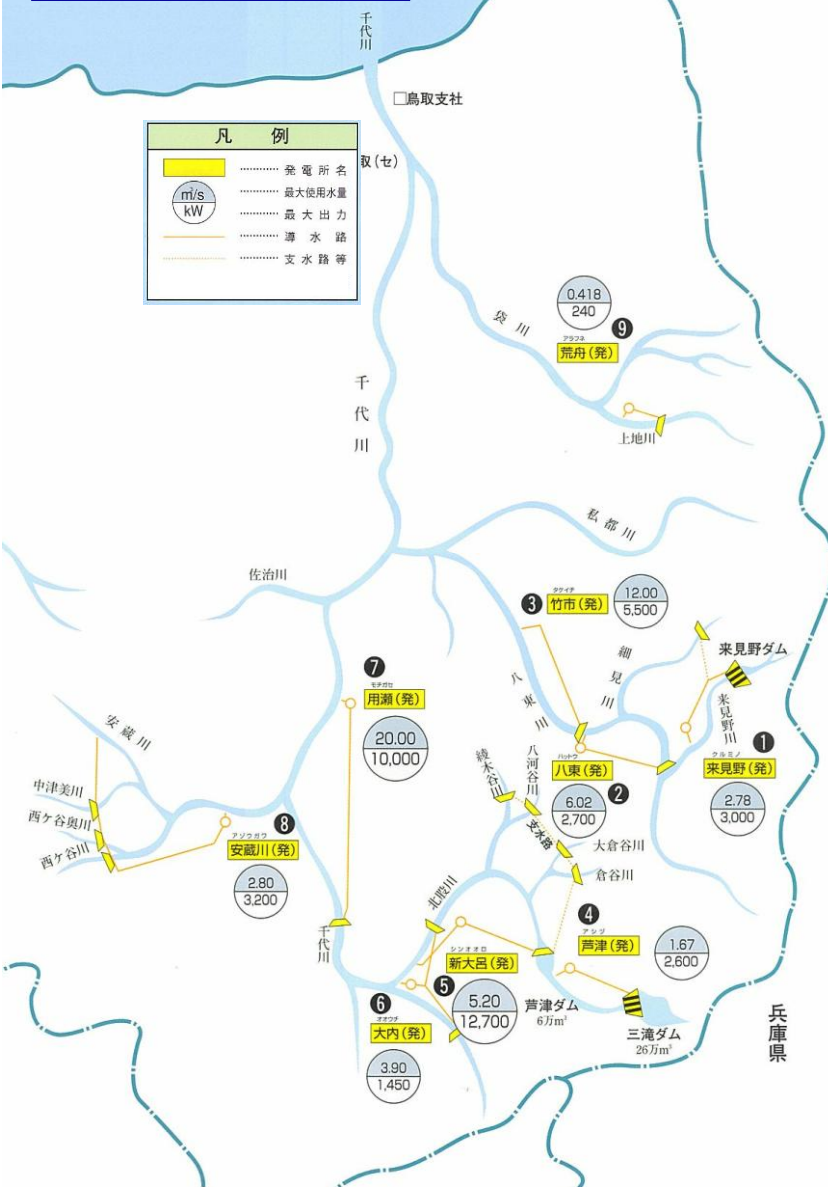
日	17 (月)	18 (火)	19 (水)	20 (木)	21 (金)	22 (土)	23 (日)
天気							
最高	33℃	35℃	35℃	34℃	34℃	32℃	32℃
最低	24℃	27℃	26℃	25℃	24℃	24℃	24℃
降水	40%	40%	30%	30%	40%	40%	40%

24 (月)	25 (火)	26 (水)	27 (木)	28 (金)	29 (土)	30 (日)	31 (月)
							
33℃	33℃	33℃	33℃	34℃	33℃	31℃	30℃
24℃	25℃	24℃	25℃	24℃	25℃	24℃	23℃
40%	40%	30%	20%	30%	30%	30%	40%

中国電力(株)の水力発電所運転状況(千代川水系)

(2026.8.14 11:00現在)

水力発電所位置図



番号	発電所名	最大取水量 (m³/s)	発電使用水量 (m³/s)	運転状況
①	来見野	2.78	—	2024.3.1 作業、取水停止中
②	八 東	6.02	—	2026.7.31 作業、取水停止中
③	竹 市	12.00	0.0	2026.8.14 渇水停止中
小計		20.80	0.0	
④	芦 津	1.67	0.6	運転中
⑤	新大呂	5.20	0.0	間欠運転中
⑥	大 内	3.90	0.7	運転中
⑦	用 瀬	20.00	0.0	2026.8.14 渇水停止中
⑧	安蔵川	2.80	0.0	2026.7.18 渇水停止中
小計		33.57	1.3	
⑨	荒 舟	0.418	0.3	運転中
計 ¹²		54.788	1.6	

渇水調整—(案)—

下表の渇水調整—(案)—は、「千代川水系千代川・袋川渇水対応タイムライン」による目安です。

【袋川】

貯水率	取水制限（農業用水）	備 考
60%～50%	10%	自主節水
50%～40%	20%	
40%～30%	30%	
30%～20%	40%	
20%未満	50%	

下表の渇水調整—(案)—は、「千代川水系千代川・袋川渇水対応タイムライン」による目安を踏まえ現在の実情に沿ったものです。

【千代川】

用瀬流量	取水制限（農業用水）	取水制限（水道用水）	取水制限（工業用水）	備 考
8.00～6.00m ³ /s	10%	0%	10%	自主節水
6.00～3.00m ³ /s	10%	0%	10%	
3.00m ³ /s未満	20%	10%	20%	

（参考）「千代川水系千代川・袋川渇水対応タイムライン」による目安

用瀬流量	取水制限（農業用水）	取水制限（水道用水）	取水制限（工業用水）	備 考
8.00～6.00m ³ /s	10%	10%	10%	自主節水
6.00～3.00m ³ /s	10%	0%	10%	
3.00m ³ /s未満	20%	10%	20%	

渇水調整解除—(案)—

【袋川】

貯水率が50%を上回った段階で河川流況、今後の降雨予測等を踏まえ総合的に判断したうえで、取水制限解除について水利用協議会に諮り決定する。

※10月1日～3月31日までは50%→30%

【千代川】

用瀬流量が日平均8m³/sを上回った段階で河川流況、今後の降雨予測等を踏まえ総合的に判断したうえで、取水制限解除について水利用協議会に諮り決定する。

※10月1日～3月31日までは8m³/s→6m³/s

千代川流域水利用協議会 千代川水系千代川・袋川渇水対応タイムライン

令和8年2月25日 運用開始

事前渇水行動計画(千代川水系千代川・袋川 4月1日～9月30日)

【千代川】 用瀬水位 流量観測所	【袋川】 殿ダム 利水容量率	渇水の状況		調整の目安		河川管理者	河川管理者 ダム管理者	利水者	
		千代川	袋川	千代川	袋川	千代川	袋川	関係自治体	関係利水者
～ 8.00m3/s (日平均) ↓ 渇水発生前	100% ～ 60%	9.00m3/s 程度	70%程度			【適正な河川管理】 ◇河川環境の確認		【平時からの適正な施設処理】 ◇施設等の水回りの整備・点検	【平時からの適正な施設処理】 ◇施設等の水回りの整備・点検
						【事前行動・情報収集】 ◇気象情報などの情報収集		【事前行動・情報収集】 ◇気象情報などの情報収集 ◇水資源や節水に関する広報	【事前行動・情報収集】 ◇気象情報、用瀬水位流量観測所の水位、殿ダム貯水率に注意
		8.00m3/s 程度	60%程度	▼水利用協議会(幹事会)開催 用瀬水位流量観測所の流量が8.00m3/sを下回るまで、かつ、協議会委員から協議会(幹事会)開催の申し出があった場合に開催 ※自主節水の呼びかけ(目安10%)	▼水利用協議会(幹事会)開催 殿ダム貯水率が60%を下回るまでに開催 ※自主節水の呼びかけ(目安10%)	◇水利用協議会(幹事会)の招集・開催 ◇千代川の流況、殿ダム貯水率について情報提供		◇水利用協議会(幹事会)への参加 ◇千代川の流況、殿ダム貯水率について情報提供	◇水利用協議会(幹事会)への参加 ◇千代川の流況の確認 ◇殿ダム貯水率の確認 ◇自主節水等の検討
8.00m3/s (日平均) ～ 6.00m3/s (日平均) ↓ 自主節水期	60%程度 ～ 50%程度	6.00m3/s 程度	用瀬水位流量観測所の流量が減少傾向にあり、水利用を自主的に制限している状況	▼水利用協議会開催 用瀬水位流量観測所の流量が6.0m3/sを下回るまで、かつ、協議会委員からの協議会(幹事会)開催の申し出がある場合に開催 ※取水制限実施について協議	▼水利用協議会開催 殿ダム貯水率が50%を下回るまでに開催 ※取水制限実施について協議	◇河川環境の確認、流況の把握 ◇HPIに渇水情報の掲載 ◇水利用協議会の招集・開催		【情報提供・情報収集】 ◇利水者へ気象情報、千代川の流況、殿ダム貯水率などの情報提供	◇気象情報、千代川の流況、殿ダム貯水率の確認
								【渇水対策の推進】 ◇利水者へ節水呼びかけ ◇渇水に備えた体制準備 ◇水利用協議会への参加	【渇水対策の推進】 ◇自主節水の実施 ◇渇水に備えた体制準備 ◇水利用協議会への参加
6.00m3/s (日平均) ～ 3.00m3/s (日平均) ↓ 渇水調整期	50%程度 ～ 20%程度			◇千代川利水:第1次取水制限 工水・農水許可量の10%節水	◇袋川農水:第1次取水制限 (殿ダム貯水率50%を下回るとき) 袋川農水20%節水	【適切な河川管理】 ◇渇水対策支部の立ち上げ ※千代川本川単独での支部立ち上げは状況に応じて ◇河川環境の確認、流況の把握 ◇HPIに渇水情報の掲載(毎日 (土日祝日除く)) ◇渇水状況記者発表(殿ダム貯水率50%を下回るとき) ◇渇水状況記者発表	◇袋川農水:第2次取水制限 (殿ダム貯水率40%を下回るとき) 袋川農水30%節水 ◇袋川農水:第3次取水制限 (殿ダム貯水率30%を下回るとき) 袋川農水40%節水	【渇水対策強化】 ◇利水者へ節水呼びかけ強化 ◇利水者の渇水対策を収集し河川管理者へ報告	◇渇水対策 ・被害情報の収集、見回り等の実施、バルブ調節、ゲート調整 ◇千代川利水:第1次取水制限 工水・農水許可量の10%節水 ◇袋川農水:第1次取水制限(殿ダム貯水率50%を下回るとき) 袋川農水20%節水
		用瀬水位流量観測所の流量の減少が深刻度を増し、水利用の制限を強化している状況	40%程度					◇利水者の渇水対策を収集し河川管理者へ報告	◇渇水対策 ・被害情報の収集、見回り等の実施、バルブ調節、ゲート調整 ◇袋川農水:第2次取水制限(殿ダム貯水率40%を下回るとき) 袋川農水30%節水
			30%程度	▼水利用協議会開催 用瀬水位流量観測所の流量が3.0m3/sを下回るまでに開催 ※取水制限強化について協議	▼水利用協議会開催 殿ダム貯水率が20%を下回るまでに開催 ※取水制限強化について協議			◇利水者の渇水対策を収集し河川管理者へ報告	◇渇水対策 ・被害情報の収集、見回り等の実施、バルブ調節、ゲート調整 ◇水利用協議会への参加 ◇袋川農水:第3次取水制限(殿ダム貯水率30%を下回るとき) 袋川農水40%節水
3.00m3/s (日平均) ～ 0.00m3/s ↓ 異常渇水期	20%程度 ～ 0%	3.00m3/s 程度			◇千代川利水:第2次取水制限 上水許可量の10%、工水・農水許可量の20%節水	【適切な河川管理】 ◇河川環境の確認、流況の把握 ◇HPIに渇水情報の掲載(毎日 (土日祝日除く)) ◇協議会で決定した取水制限に応じて記者発表を実施	◇袋川農水:第4次取水制限 (殿ダム貯水率20%を下回るとき) 袋川農水50%節水	【渇水対策強化】 ◇利水者の渇水対策を収集し河川管理者へ報告	◇渇水対策 ・被害情報の収集、見回り等の実施、バルブ調節、ゲート調整
		0.00m3/s						◇かんがい利水者へ節水呼びかけ強化 ◇かんがい利水者の渇水対策を収集し河川管理者へ報告	◇千代川利水:第2次取水制限 上水許可量の10%、工水・農水許可量の20%節水 ◇袋川農水:第4次取水制限(殿ダム貯水率20%を下回るとき) 袋川農水50%節水

※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため「用瀬水位流量観測所における流量」または「殿ダムの貯水率」に応じて想定される対策、行動を示したものです。
基本的にこのタイムラインに基づき各機関が行動することとしますが、各機関のその時の状況及び立場により適宜行動を変えることも差し支えないこととします。

【殿ダム貯留制限】
殿ダムの貯水率が70%となった時点で行徳の貯留制限流量(30m3/s)を解除

【殿ダム取水制限基準】
殿ダムの貯水率が50%を上回った段階で、河川流況、今後の降雨予測等を踏まえ総合的に判断したうえで、取水制限解除について水利用協議会に諮り決定する。

千代川流域水利用協議会 千代川水系千代川・袋川渇水対応タイムライン

令和8年2月25日 運用開始

事前渇水行動計画(千代川水系千代川・袋川 10月1日～3月31日)

【千代川】 用瀬水位 流量観測所	【袋川】 殿ダム 利水容量率	渇水の状況				調整の目安		河川管理者	河川管理者 ダム管理者	利水者	
		千代川		袋川		千代川	袋川	千代川	袋川	関係自治体	関係利水者
～ 6.00m3/s (日平均) 渇水発生前 100% ～ 30%	7.00m3/s 程度 40%程度 6.00m3/s 程度 30%程度	平時	平時	▼水利用協議会(幹事会)開催 用瀬水位流量観測所の流量が 6.00m3/sを下回るまで、かつ、協 議会委員から協議会(幹事会)開 催の申し出があった場合に開催	▼水利用協議会(幹事会)開催 殿ダム貯水率が30%を下回る までに開催	◇河川環境の確認	◇気象情報などの情報収集	◇水利用協議会(幹事会)の招集・開催 ◇千代川の流況、殿ダム貯水率について情報提供	◇施設等の水回りの整備・点検	◇気象情報などの情報収集 ◇水資源や節水に関する広報	◇施設等の水回りの整備・点検
6.00m3/s (日平均) ～ 3.00m3/s (日平均) 自主節水期 30%程度 ～ 20%程度	3.00m3/s 程度 20%程度	用瀬水位流量 観測所の流量 が減少傾向に あり、水利用 を自主的に制 限している状 況	殿ダム貯水率 が減少傾向に あり、水利用 を自主的に制 限している状 況	▼水利用協議会(第●回)開催 用瀬水位流量観測所の流量が 3.0m3/sを下回るまで、かつ、協 議会委員からの協議会(幹事会) 開催の申し出がある場合に開催 ※取水制限実施について協議	▼水利用協議会開催 殿ダム貯水率が20%を下回る までに開催 ※取水制限実施について協議	◇河川環境の確認、流況の把握 ◇HPIに渇水情報の掲載	◇自主節水の検討	◇自主節水の実施	◇河川環境の確認、流況の把握 ◇HPIに渇水情報の掲載	◇水利者へ気象情報、千代川の流況、殿ダム貯 水率などの情報提供	◇気象情報、千代川の流況、殿ダム貯水率の確 認
3.00m3/s (日平均) ～ 0.00m3/s 異常渇水期 20%程度 ～ 0%	0.00m3/s 0%	用瀬水位流量 観測所の流量 の減少が深刻 度を増し、水 利用の制限を 強化している 状況	殿ダム貯水率 の減少が深刻 度を増し、水 利用の制限を 強化している 状況	◇千代川利水:第1次取水制限 ※水利用協議会において決定 した取水制限	◇袋川農水:第1次取水制限 (殿ダム貯水率20%を下回ると き)※水利用協議会において決 定した取水制限	◇河川環境の確認、流況の把握 ◇HPIに渇水情報の掲載(毎日 (土日祝日除く)) ◇HPIに渇水情報の掲載(毎日 (土日祝日除く)) ◇協議会で決定した取水制限 に応じて記者発表を実施	◇自主節水の検討	◇自主節水の実施	◇河川環境の確認、流況の把握 ◇HPIに渇水情報の掲載(毎日 (土日祝日除く)) ◇HPIに渇水情報の掲載(毎日 (土日祝日除く)) ◇協議会で決定した取水制限 に応じて記者発表を実施	◇水利者へ節水呼びかけ強化 ◇水利者の渇水対策を収集し河川管理者へ報告	◇気象情報、千代川の流況、殿ダム貯水率の確 認

※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため「用瀬水位流量観測所における流量」または「殿ダムの貯水率」に応じて想定される対策、行動を示したものです。
基本的にこのタイムラインに基づき各機関が行動することとしますが、各機関のその時の状況及び立場により適宜行動を変えることも差し支えないこととします。

【殿ダム貯留制限】
殿ダムの貯水率が70%となった時点で行徳の貯留制限流量(30m3/s)を解除

【殿ダム取水制限基準】
殿ダムの貯水率が30%を上回った段階で、河川流況、今後の降雨予測等を踏まえ総合的に判断したうえで、取水制限解除について水利用協議会に諮り決定する。

■既往の主な渇水

年 次	水系名	時期	制 限 期 間		最大取水制限率		地整本部
昭和４８年度	芦田川	夏期	昭和４８年７月	～ 昭和４８年９月	５９日間	上水３２％、工水７８％、農水７６％	－
	太田川	夏期	昭和４８年７月	～ 昭和４８年９月	５２日間	上水１０％、工水４０％	
	小瀬川	夏期	昭和４８年７月	～ 昭和４８年９月	４９日間	上水５％、工水４０％	
昭和５２年度	小瀬川	秋期	昭和５２年１０月	～ 昭和５３年１月	１１５日間	上水５％、工水５０％	－
昭和５３年度	芦田川	夏期	昭和５３年８月	～ 昭和５３年９月	５０日間	上水４０％、工水８６％	9/7～10/2 26日間
	太田川	秋期	昭和５３年９月	～ 昭和５３年９月	１０日間	上水１０％、工水１０％	
	小瀬川	夏期	昭和５３年８月	～ 昭和５３年１０月	６２日間	上水１０％、工水５５％	
	佐波川	夏期	昭和５３年８月	～ 昭和５３年１０月	６２日間	工水５０％	
昭和５７年度	芦田川	夏期	昭和５７年６月	～ 昭和５７年７月	１６日間	上水１０％、工水８２％、農水５６％	7/3～7/19 17日間
	太田川	夏期	昭和５７年７月	～ 昭和５７年７月	９日間	上水２０％、工水４０％	
	小瀬川	夏期	昭和５７年７月	～ 昭和５７年７月	１２日間	上水５％、工水５０％	
	吉井川	夏期	昭和５７年７月	～ 昭和５７年７月	８日間	上水２０％、工水２０％	
昭和５９年度	太田川	秋期	昭和５９年１１月	～ 昭和５９年１２月	２１日間	上水５％、工水１０％	11/13～12/6 24日間
昭和６１年度	小瀬川	冬期	昭和６１年１２月	～ 昭和６１年１２月	１４日間	上水５％、工水４０％	－
昭和６２年度	小瀬川	冬期	昭和６３年２月	～ 昭和６３年３月	２２日間	上水５％、工水４０％	－
平成４年度	太田川	夏期	平成４年７月	～ 平成４年７月	４日間	上水１０％、工水２０％、農水１０％	6/30～7/21 22日間
平成６年度	斐伊川	夏期	平成６年７月	～ 平成６年９月	４８日間	上水２０％、工水２０％、農水２２％	7/14～H7. 5/11 302日間
	吉井川	夏期	平成６年７月	～ 平成６年９月	７１日間	上水３０％、工水３０％、農水７０％	
	旭川	夏期	平成６年８月	～ 平成６年９月	４５日間	上水２０％、工水３０％、農水５０％	
	高梁川	夏期	平成６年７月	～ 平成６年１２月	１１４日間	上水５０％、工水７０％、農水９０％	
	芦田川	夏期	平成６年７月	～ 平成７年５月	３００日間	上水３０％、工水６８％、農水９０％	
	太田川	夏期	平成６年７月	～ 平成６年１０月	９８日間	上水２７％、工水６０％、農水６０％	
	小瀬川	冬期	平成６年１２月	～ 平成７年５月	１４４日間	上水１０％、工水５５％	
	佐波川	秋期	平成６年９月	～ 平成７年４月	２２７日間	上水２０％、工水２０％、農水２０％	
平成７年度	芦田川	夏期	平成７年８月	～ 平成８年３月	２２０日間	上水１０％、工水６０％、農水５０％	－
平成８年度	芦田川	夏期	平成８年８月	～ 平成８年９月	３９日間	上水５％、工水５０％、農水５０％	－
平成１４年度	旭川	秋期	平成１４年９月	～ 平成１４年１１月	７０日間	上水１０％、工水２０％、農水３０％	11/25～H15. 2/26 94日間
	高梁川	秋期	平成１４年９月	～ 平成１４年１２月	１０２日間	上水１０％、工水２０％、農水３０％	
	芦田川	秋期	平成１４年１１月	～ 平成１５年３月	１０４日間	工水３０％、農水４０％	
平成１７年度	日野川	夏期	平成１７年６月	～ 平成１７年７月	２４日間	上水３５％、工水３５％、農水３５％	7/1～7/15 15日間
	高梁川	夏期	平成１７年７月	～ 平成１７年７月	２日間	上水１０％、工水１０％、農水３０％	
平成１９年度	佐波川	冬期	平成１９年１月	～ 平成１９年４月	８９日間	上水１０％、工水１０％、農水１０％	12/20～2/5 48日間
	日野川	春期	平成１９年５月	～ 平成１９年７月	４５日間	上水２０％、工水２０％、農水２０％	
	佐波川	秋期	平成１９年１１月	～ 平成２０年２月	８７日間	上水３０％、工水３０％、農水３０％	
	高梁川	冬期	平成１９年１２月	～ 平成２０年１月	２２日間	上水５％、工水５％、農水１０％	
	小瀬川	冬期	平成２０年１月	～ 平成２０年１月	２３日間	上水５％、工水１０％	
平成２０年度	江の川	夏期	平成２０年８月	～ 平成２０年１０月	５１日間	農水７０％	8/22～10/8 48日間
	高梁川	夏期	平成２０年８月	～ 平成２０年１０月	５２日間	上水５％、工水１０％、農水２０％	
	芦田川	秋期	平成２０年１１月	～ 平成２１年３月	１１９日間	工水２０％、農水２０％	
平成２１年度	日野川	春期	平成２１年５月	～ 平成２１年６月	２５日間	上水２０％、工水２０％、農水２０％	6/2～7/13 42日間
	芦田川	夏期	平成２１年６月	～ 平成２１年７月	５０日間	工水３０％、農水３０％	
平成２２年度	小瀬川	冬期	平成２２年１２月	～ 平成２３年３月	９２日間	上水５％、工水２０％	12/21～3/23 93日間
	佐波川	秋期	平成２２年１０月	～ 平成２３年２月	１２３日間	上水３０％、工水３０％、農水３０％	
平成２３年度	芦田川	春季	平成２３年４月	～ 平成２３年５月	２９日間	工水２０％、農水２０％	－
平成２５年度	日野川	春期	平成２５年５月	～ 平成２５年６月	３５日間	上水５％、工水５％、農水２０％	5/21～7/9 50日間
	斐伊川	春期	平成２５年５月	～ 平成２５年７月	４９日間	基準点確保流量７０％減	
	芦田川	夏期	平成２５年６月	～ 平成２５年６月	１０日間	工水２０％、農水２０％	
平成２６年度	斐伊川	夏期	平成２６年７月	～ 平成２６年８月	２５日間	基準点確保流量５０％減	－
平成２７年度	斐伊川	春季	平成２７年５月	～ 平成２７年６月	４２日間	基準点確保流量４０％減	－
	斐伊川	夏期	平成２７年７月	～ 平成２７年９月	３３日間	基準点確保流量５０％減	
平成２８年度	斐伊川	夏期	平成２８年７月	～ 平成２８年９月	３３日間	基準点確保流量５０％減	－
平成２９年度	斐伊川	夏期	平成２９年６月	～ 平成２９年９月	３９日間	基準点確保流量４０％減	－
令和元年度	日野川	春期	令和元年５月	～ 令和元年６月	８日間	上水１０％、工水１０％、農水１０％	6/13～7/26 44日間 8/19～9/6 19日間
	斐伊川	夏期	令和元年６月	～ 令和元年９月	５０日間	基準点確保流量４０％減	
	千代川	夏期	令和元年８月	～ 令和元年１０月	４４日間	農水３０％	
令和２年度	斐伊川	夏期	令和２年６月	～ 令和２年６月	５日間	基準点確保流量３０％減	－
	佐波川	冬期	令和２年１２月	～ 令和３年２月	５６日間	上水１０％、工水１０％、農水１０％	
令和４年度	日野川	春期	令和４年５月	～ 令和４年９月	６１日間	上水２０％、工水２０％、農水２０％	6/24～9/1 70日間
	斐伊川	夏期	令和４年６月	～ 令和４年７月	２０日間	基準点確保流量４０％減	
	佐波川	夏期	令和４年７月	～ 令和４年８月	５３日間	上水２０％、工水２０％、農水２０％	
	旭川	夏期	令和４年７月	～ 令和４年７月	１９日間	上水１０％、工水３０％、農水５０％	
	芦田川	冬期	令和５年３月	～ 令和５年４月	２９日間	工水２０％、農水２０％	
令和５年度	江の川	秋期	令和５年９月	～ 令和６年１月	１４５日間	農水８０％、上水１５％、ダム地点確保流量30%減	11/13～3/8 117日間
	佐波川	冬期	令和５年１１月	～ 令和６年２月	１００日間	上水１０％、工水１０％、農水１０％	
	高梁川	夏期	令和５年１１月	～ 令和６年２月	１０７日間	上水２％、工水５％、農水２０％	
	小瀬川	冬期	令和５年１２月	～ 令和６年３月	７３日間	上水５％、工水１０％、農水２０％	
	芦田川	冬期	令和５年１２月	～ 令和６年３月	８８日間	工水２０％、農水２０％	
令和６年度	日野川	夏期	令和６年６月	～ 令和６年６月	１７日間	上水１０％、工水１０％、農水１０％	6/12～6/24 13日間
	斐伊川	夏期	令和６年６月	～ 令和６年７月	２１日間	基準点確保流量４０％減	
		夏期	令和６年８月	～ 令和６年１０月	６３日間	基準点確保流量４０％減	
令和７年度	日野川	夏期	令和７年７月	～ 令和７年８月	２４日間	上水２５％、工水２５％、農水２５％	7/14～8/12 30日間
	斐伊川	夏期	令和７年７月	～ 令和７年９月	６４日間	基準点確保流量７０％減	
	江の川	冬期	令和７年１２月	～ 令和８年２月	６４日間	上水２０％、河川維持流量２０％	
	佐波川	冬期	令和８年１月	～ 令和８年４月	７３日間	上水１０％、工水１０％、農水１０％	

※自主節水及び取水制限一時中止期間は日数に含めていません。取水制限を0時以外で開始中止した場合は制限日数にカウントしています。

千代川流域水利用協議会規約

(名称)

第1条 本会は、千代川流域水利用協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、千代川水系の水利用に関し、河川管理者、水利使用者及び関係する行政機関等が情報交換等を行い、相互の連携を密にすることで水利問題等に対処し、千代川流域の円滑な水利用の推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議する。

- (1) 河川の状況に関する事項。
- (2) 水利用の実態に関する事項。
- (3) 水利用の調整に関する事項。
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事項。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員によって組織する。

- 2 協議会には、会長を置き、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(協議会の開催)

第5条 協議会は、原則として年一回以上定例会議を対面もしくは書面にて開催するものとし、対面の場合、会長はその議長をつとめるものとする。

- 2 会長は、会長が必要と認めたとき、若しくは委員から要請があった場合、協議会を開催できるものとする。
- 3 会長は、前条の委員以外の者に協議会への出席を要請し、意見等を求めることができる。

(幹事会)

第6条 協議会には幹事会を置き、別表に掲げる幹事によって組織する。

- 2 幹事会は、協議会から付託された事項の推進を図り、その結果を協議会に報告するものとする。
- 3 幹事会には、幹事長を置き、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所副所長（以下、「副所長」という。）がこれにあたる。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が召集する。
- 5 幹事長は、第1項の幹事以外の者に幹事会への出席を要請し、意見等を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所に置くものとする。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要がある場合は、定例会議において委員の同意を得てこれを行うことができる。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

附 則 この規約は、平成20年4月21日から施行する。

改 正 平成30年7月30日

改 正 令和 2年2月28日

改 正 令和 7年5月15日

改 正 令和 8年2月25日

別表

千代川流域水利用協議会・幹事会名簿

所 属	部 局 名	委 員	幹 事	備 考
国土交通省	鳥取河川国道事務所	事務所長	副 所 長	河川担当副所長
鳥 取 県	農林水産部 農地・水保全課	課 長	参 事	
	県土整備部 河川港湾局 河川課	課 長	課長補佐	
	東部農林事務所	所 長	地域整備課長 鳥取農業改良普及所長	
	鳥取県土整備事務所	所 長	維持管理課長 維持管理課参事 河川砂防課長 河川砂防課長補佐	
	八頭県土整備事務所	所 長	維持管理課長	
	企業局	工務課長	工務課長補佐	
	企業局 東部事務所	所 長	次 長	
鳥 取 市		副 市 長		
	農林水産部		農村整備課長	
	都市整備部		次長兼河川公園課長	
	国府町総合支所		産業建設課長	
	水 道 局	水道事業管理者	浄水課長	
八 頭 町		町 長	産業観光課長	
若 桜 町		町 長	地域整備課長	
智 頭 町		町 長	地域整備課長	
中国電力(株)		東部水力センター所長	鳥取土木課長	
三洋製紙(株)		取締役 工場長	動力課長代理	

千代川流域水利用協議会細則

(目的)

第1条 本細則は、千代川流域水利用協議会（以下「協議会」という。）の円滑な運営に資することを目的とする。

(会議の開催)

第2条 定例の協議会は、年度当初を行うことを原則とする。

- 2 委員は、協議会に出席できない場合、代理者を出席させることができるものとする。
- 3 協議会は、委員(代理者を含む。)の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 4 協議会の議決には、委員(代理者を含む。)以外は加わることはできないものとする。
- 5 幹事長は、協議会の付託を受けた場合、幹事を招集し、幹事会を開催するものとする。
- 6 幹事長は、協議会の円滑な運営のため、協議会に先立って協議等を行う必要があると認めるときは、随時に幹事会を開催できるものとする。

(細則の改正)

第3条 この細則を改正する必要がある場合、協議会における議決を得てこれを行うことができる。

附則 この細則は、平成20年4月21日から施行する。

改正 令和2年2月28日

改正 令和8年2月25日